

わけであります。例えば平衡交付金を千二百億にしたらいいか千三百億にしたらいいかというような的確な数字がなかなかつかみ得ないということも、対象が非常に広汎で内容が複雑多岐であるからだと思うわけであります。そういう点からいたしまして、私は過去一年有余の体験からいたして、も、もつと充実してもらわねばならないのではないかというふうに考えておりまして、今回の行政整理が専科定規のように適用されることについては甚だ適当でないのではないかというふうに考へておられるわけであります。自由党のほうにおかれましては、党の政策もあっていろいろ困難があると思いますが、平衡交付金の増額等については超党派的にやつて頂いておりますので、一つこの点も同様な御気分になつて頂いたり大変地方自治の振興に結構ではないかと思うのですが……。

ますから、一つスムーズにやつて頂きたいという希望を持つておりますので、特にこの自治庁或いは地方財政委員会からこうして頂きたいという特例の御希望があればともかくいたします。して、若しそうでなければ、成るべくなら所管の委員会で御処置を願いたいという気持を持つておるのであります。

○小笠原二三男君 安井さんの御意見も御尤もな点があらうかと存じます。ただ具体的には地財委或いは自治庁においても、地方行政簡素化本部の長官もしておられる岡崎国務大臣がやはり長官をしておつて、行政上遺憾ではあるという考え方が仮に壯にあつても、当局として特段な申入れができるかねる事情にあるだらうという点も付度されるのでありますて、私の申上げますのは、反対であるといふ結論を以て内閣委員会に当れということを言つておるのではないのであつて、一段と後日或いは後刻調査の上結論が出て、原案と変つた形が仮に出るならば、手続ぎをして内閣委員会のほうに申出るようしない。出ないならばそれはそれで終るという意味合いで申上げておるのでも、一辺倒の話をしておるのではございませんから御了解願います。

○高橋進太郎君 これはなか／＼むずかしい問題なんですが、いわゆる定員法が国会にかかると、いう大きな理由は、むしろ定員を増加してそれが国民の負担になるという難点が一番大きい問題じやないかと思うのです。そういう観点からいたしまして、まあ政府が、政府部内でとにかく切詰めて、これだけ減らして、これだけでも最小限度やつて行く、こういう決意をされ

で、結局財政委員長の昨日のお話を聞きましてもまあ諸般の情勢から見てやはりこの程度に、まあ自分でもないところであるけれども切符を切つて行く、丁度平衡交付金の算定のとおりに、地方財政の苦しい中からも幾らかやはり節約をして、そうして要求は二百億なら二百億と切つたというようなものといわゆる同じ考え方だと思うのです。従つて私はやはりそういうふうな、折角自治片長官なり或いは財政委員長なりが御苦心なされて、一応内閣とも折衝せられて定員法をきめられたのですから、これはこの何でやつて、そうして恐らく地方財政なり或いは地方行政に根本的にいろ／＼触れる問題があるうと思うので、そういうときに改めてこれはこれとは切離して陣容を整えるならば、従つてその陣容の整え方によつておのずから定員が増加するなんということも考えられるべきじやないかと、こう考へるのです。

○相馬助治君 私遙れ来て誠に申訳ないのですが、昨日私も発言を求めて、行政整理についての質問をしてお聞きしたのですが、今のお話で、岡本委員からの説明では、調査をして後は、それを取上げるということで了解がついたようですがけれども、私は今この段階が一番委員会として結論を出すべき時期だと、こういうふうに政治的に考えているわけなんです。勿論自由党側としてはむずかしい事情があろうかと存じます。高橋先生なんかのお話は、政府の考え方というものを便宜上ここでお述べになつたので、勿論その通りだと想うのです。ここは政府の出先機関じやなくて独自な委員会なのでし、御案内のように農林委員会も、聞くところによると文部委員会等も独自の見解に立つて行政整理についての考え方としているものをまとめて内閣委員会に申入れたと聞いています。それで、私どもとしても今までこの委員会でいろいろ、仕事をして來て常に感じたことは、大蔵省を相手にしながら地方財政委員会並びに地方自治庁がいろいろの点で困難を感じてゐる状況を目のあたり見せられているわけです。そういう立場からいたしますと、私どもとしては地財委の職員を救うとか何とかなど、いろいろ小さな考え方でなくして、今の段階において本当に地方自治の振興ということを考えるならば、当然この自治庁並びに地財委の天引き行き行政整理には反対せざるを得ないわけで、ここでこの委員会が満場一致で以

きまらないとするならば、でき得ることなら後日でなくして、今日の午後といたような含みでしたら私も賛成するが、三日、四日又遅れて先だというのでは如何なもの……反対というのではないのですが、如何なものがと思うのですが、私はそういう意見を持つているのですが、もう一度委員長から語つて頂きたいと思うのです。

○岡本愛祐君 今相馬君からのお話をすが、今議題になつてしているのは地方税法の一部を改正する法律案及び地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案の審議ですね、この過程で今直ぐ定員の問題を取り上げて精細な調査をすると法の一部を改正する法律案及び地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案を議題にしてやつてもらうということならば私異議ございません。ただ今ここでやることは、議題になつてしているのはこの両法案の審議なんですから、定員の問題について詳しくここでやることはこの過程においては避けたらどうかという意見であります。

○委員長(西郷吉之助君) お諮りいたしますが、今岡本君、相馬君からも御発言がございましたが、本日の午後いたしますが、明日に延ばしますか、そういうような点について御希望の意見を御開陳願いたいと思います。

○小笠原三三男君 公報には両法案並びに地方行政改革に関する調査と、三本建での委員会の案件が載つてゐるわけありますから、それを必ずしも議題とするというような点について拘束を受けることはないと思うのです、この点に関しては……。併し岡本

さんもおつしやる通り大臣の出席を求めて、当面の問題はこの法案に関する問題でござりますから、相馬君のそういう希望的な意見もありますし、両者勘案しまして、私午前中この法案の審査をし、午後は定員に関する問題を議題として調査するというふうにして頂きたいたいと思います。

○委員長(西郷吉之助君) お諮りいたしました。只今小笠原さんからの御発言で、午前中は法案の審議、午後は定員法の問題を取り上げる、それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計います。

○中田吉雄君 ちょっと議題からそれるようであります。岡野国務大臣にお伺いしたいのですが、昨日内閣において平衡交付金をどうするかという問題で閣議で議題にするようにお伺いいたしました。昨日大臣は御欠席になりましたので、いろいろ野党連合のほうで総司令部に当つて見ますと、岡野国務大臣のはうは増額要求されるし、池田さんのほうは、池田大臣はそんな必要はないというふうで、ちくはぐしていまして、我々としても閣議で統一した意見の下に総司令部に当つて頂きました。と思うのですけれども、ルース台風の補正については難色があるようですが、昨日の閣議の結果を一つ……これから吉田内閣の平衡交付金の増額に対する基本的な態度について一つ今後の運動もありますのでお漏し願いたい。

ことは……若し速記をとめて下さるなら
わざ……。
○委員長(西吉吉之助君) 速記をとめ
て下さい。 午前十一時三十六分速記中止
○委員長(西吉吉之助君) 速記開始
午前十一時五十三分速記開始
○委員長(西吉吉之助君) 速記を始め
て。では先ほどに引続きまして……。
○岡本義祐君 関連して伺つて置きま
すが、二十六年度の地方税の実収高の
見積りですね、それはどういうことに
なりましようか 初めの見込みと実収
分とのくらいの差が出て来ましょう
か。府県と市町村別にわかれなお結
構です。
○国務大臣(岡野清蔵君) お手許に資
料として出しておりますように、道府
県の普通税にありますては千百十一億
六千六百万円 市町村の普通税にあり
ましては千三百九十七億二千五百万
円、その他目的税等を合しまして、合
計して二千五百十億四千三百万円とい
う税収入見込を伝えておるわけであります。今後の経済界の推移の激変があ
りません限りにおいてはこの程度の税
収入は確保できるのではないかと
いうふうに考えておるわけであります。
○岡本義祐君 それが府県と市町村に
分けてどのくらい見込増になります
か、又減になりますか、初めの予想
と……。
○國務大臣(岡野清蔵君) 当初税収入
は二千八十七億というふうに総額にお
いて考えておつたわけでありますが、
それが二千五百十億になつてゐるわけ
でありますから、四百一十三億の増加
を見込んでおるわけであります。でそ

(うち道府県税につきましては二百七十三億、市町村民税につきましては百四十九億の増加を見込んでおるわけであります。)

○中田吉雄君 四百一十三億二千百万円……。

○國務大臣(岡野清蔵君) 四百二十三億二千百万円。

○中田吉雄君 それじや自然增收がそうですか。

○國務大臣(岡野清蔵君) そうです。

○委員長(西郷吉之助君) 御発言がなければ、時間も正午前でありますから、午前中はこの程度にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それでは午後は一時から開始いたしますて定員法の問題を取扱います。

これにて休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(西郷吉之助君) 只今より委員会を開会いたします。

○相馬助治君 只今提案になつておりまする行政整理の問題に専らとして、この国際警察本部並びに国家消防庁から今のところどういうふうに具体的に話がなつてゐるのか、そして又それによつてその行政整理が現在閣議決定の通りに行われるとしたならば、どのような影響を及ぼすのであるか、この点について国警本部並びに国家消防庁のほうから説明されるように希望いたします。

御承知のようすに現在までの国警の警察官の定員は三万人でございます。その三万人に加えまして、この前の警察法改正の折に五千人の増員を認めて頂きました。これは学校を入れるという条件で認めで頂いたのであります。それからこれも又警察法の改正の結果、町村の自治体警察から引継ぎました定員が一万三千百八十人くらいあります。これを合せますと四万八千百八十人になるわけでございます。この警察官につきましては、我々としては折角認め頂いた五千人の新增員を、それから又自治体から引継いだ一万三千三百八十人をそのまま受けれるようにいたしまして治安の責に任じたい。かように存じておりましたところ、丁度行政整理問題が持上りまして、国警も現在職務執行者ですら退職を余儀なくされる事態において、現にまた募集もしております。定員の中から多少の犠牲を出するのは止め得ないのぢやないかといふような政府の御意向もありまして、この結果いろいろ折衝した上でこのうちの、四万八千百八十人に対する約五%、二千四百人を整理するということになりました。我々も折角お認め頂いた五千人を削るのは非常に惜しいと思いまして、それからその他の職員でござりますが、その他の職員につきましては皇室護衛官は現在八百三十人おりますが、これは整理することは困るということになりますので、この二千四百人の整理に入つて來ることでもあります。それからその他の職員でござりますが、

で政府でお認め頂きまして、八百三十九人を整理しないということにいたしましたのであります。

それから一般の職員の定員は現在一万六千五百五十七人おるわけでござりますが、このうち通信の関係の職員と鑑識関係の職員とは特別な任務でございまして、全く技術的の現場的の仕事が多いのでございますので、このほうは整理を許して頂きました、その他の者につきまして或る程度の整理をすることにいたしたのでございます。それは現業職員としての守衛、小使、警防手、自動車運転手、逮捕術教官、それから拳銃工場等に若干おりますが、これら部分につきましては大体五%を整理することにいたしました。その他定員につきましては人事、会計、庶務等の一般職員、これらにつきましては〇、二%整理することにいたしました、千六百九人という者を整理することになつたのであります、従いまして千七百七名が一般職員から、警察官以外の職員から整理することになつております。なお十月一日自治体警察から引継ぎました職員が三千三百十一人ございますが、これも一割の整理をいたしましたが、これを一割の整理をいたしまして二千八百六十人まで削る。こういうようにいたしたのであります。

大体整理の状況は以上のようにございますが、今後の治安に対する見通しといたしまして御質問がございましたが、我々としましては極力この新定員で努力いたしまして、治安の維持に邁進したいと、かように存じております。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

○説明員(横山和夫君) 国家消防庁のほうにつきましては、御説明申上げます。十三年は、丁度すでに行政整理の問題が起つておる最中でありますので、国家消防庁が発足いたしました昭和二年も少しだけで、いわゆる構想もあつたようあります。そのまま現在のような機構のままに成り上つたようであります。その後数回に亘りまして増員の時期に又行政整理というとを考えております。

○横尾勝治君 国警側に一点だけお尋ねしておきたいと思いまことは、このままで全国の消防に関する事務をやつておるという状況なのであります。実は今年の、いわゆる来年度の予算におきましても若干の増員を計画いたしまして、大蔵省とも事前の話は進めつたのであります。時たま行政整理の問題に出て食わしましたので、結局政府の行政整理といふこの基本的な方針に従いまして、お手許に差上げましたように管理的なる者、技術的な者を含めまして合計十名を整理するといふことにいたしまして、百二十二名の定員から十名減の百十二名を新定員としてやつて行きたい、こういうような案を一應我々のほうで考えて行政整理その他のに出すということに相成つておるわけなんであります。事務といつてしましては決して減少して参つておらないでありますし、最近におけるところの大災難発生の状況なり或いは高次の意味における治安の維持といふ点からいたしまして、事務の分量は日を追うて増加するとも減少はいたしておらないでござりますが、ただ我々のほうといつてしましては、根本的な行政整理といふ方針を講じまして、この人員といふものを最高度に活用して、能率的な運営によつて方針に亘ります。

○説明員(横山和夫君) 増員の定員は現在百二十二名の定員とを考えております。その後數回に亘りまして増員の時期に又行政整理という問題を考究しなければならないというこ

とを考えております。

○横尾勝治君 国警側に一点だけお尋ねしておきたいと思いまことは、この頂いた資料の一番お終いの三、整理人員合計といふ中に千七百七人プラス二百一人、二百一人としきのを区別してここに資料として出ておりま

す、実際の整理をこの通りにやります場合には両方ならしてやるものですが、それとも自治警察より引継いだ職員の分は二百一人、その分から正確に整理するということになりますか。

○説明員(横山和夫君) 将来に属することではありますけれども、それが、それとも自治警察より引継いだ職員なり或いは機械、器具の選定、この管理的な面を担当しております部門と研究的な面を担当しております部門の二つに分れておるのであります。

○横尾勝治君 只今の御質問でござります。今回の整理の問題としましては、成るべく我々としては重点を研究に携つておるというような者において整理の部面を少くして、管理に携つておる者のほうでこれをカバーして行なう、こういうような考え方を持つておるのですが、具体的にその中をどういうようにということにつきましてはまだ確たる結論というものには達してしないわけであります。

○委員長(西郷吉之助君) その他に御発言はございませんか。

○岡本豊祐君 満瀬次長にお尋ねいたのは、この頂いた資料の説明の中に、

○政府委員(溝端増巳君) 只今の御質問でござりますが、相当埋めておりましたので、定員の人をやめさせるわけですか、その整

理したあととの身の振り方、これはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(溝端増巳君) 只今の御質問でございますが、私どものほうではも二百一人、合計して千九百十八人の人をやめさせるわけですか、その整

理したあととの身の振り方、これはどういうふうに考えておられますか。

○安井謙君 国家警察のほうにちよつと伺いますが、この自治警から移管されましたが、その欠員を大体埋めておりま

す。相当埋めておりましたので、定員が少いので、結局相当な人数の整理になるわけでございます。従いましてこの整理の人員の中で警察内部で振替える

られる者は振替えたいと思つております。その数等はまだわかつておりますが、その欠員を大体埋めておりま

す。相当埋めておりましたので、定員が少いので、結局相当な人数の整理になるわけでございます。従いましてこの整理の人員の中で警察内部で振替える

られる者は振替えたいと思つております。その数等はまだわかつておりますが、その欠員を大体埋めておりま

す。相当埋めておりましたので、定員が少いので、結局相当な人数の整理になるわけでございます。従いましてこの整理の人員の中で警察内部で振替える

られる者は振替えたいと思つております。その数等はまだわかつておりますが、その欠員を大体埋めておりま

す。相当埋めておりましたので、定員が少いので、結局相当な人数の整理になるわけでございます。従いましてこの整理の人員の中で警察内部で振替える

られる者は振替えたいと思つております。その数等はまだわかつておりますが、その欠員を大体埋めておりま

す。相当埋めておりましたので、定員が少いので、結局相当な人数の整理になるわけでございます。従いましてこの整理の人員の中で警察内部で振替える

られる者は振替えたいと思つております。その数等はまだわかつておりますが、その欠員を大体埋めておりま

○安井謙君 いまもう一つ、地方消防
がんじやないか、次第々に多い所は
調整して行こうということでやつてお
りますので、現在の自治体警察の廃止
になつた地方を大体平均しまして七割
乃至八割くらいを自治体の現場へ置い
ております。従つてそこから他の方面
へ振り向けるのだというは二割乃至
三割足らんくらいだと、こういうふ
うに考えております。

○ 説明員（横山和夫君） 先般來新聞紙上或いはその他いろいろと大きく報道されましたので何でありますか、この検査権の問題につきましては、実は先般帰りましたアメリカのエンジエルという人、消防の行政官であつたのであります。それが、その人がアメリカの制度の観点から日本の場合においても消防の限られた人數の者が検査権を行使する事が適當であるというようなアドバイスをなして、先般の第七国会の頃に若干そういう問題が起つたのであります。その後我々国家消防庁としましても、組織法の第四条の中にそうした方面の制度の研究をするという事が書かれております。関係上すつと研究は続けて参つたわけであります。が、たま／＼今度参りました消防の行政官も熱心にそういうような要望があるといまして、俄然最近御承知のような状況になつたのであります。ただこの現

段階において我々として特に苦心し又心配をいたしておる問題は、現実においてまあ警察のほうにおいて相当困難して放火、出火の検査の問題をやつておるわけであります。が、消防の科学的な原因調査という問題につきましては、これは限られた大きい都市においては相当充実いたしておりますけれども、事犯の検査ということになつては、これは限られた大きい都市においては相当充実いたしておりますけれども、事犯の検査と」というふうにしたらしいありますから、六大都市の警察当局と消防当局とが忌憚なく意見の交換をして、こういう点がうまく行かない、こういう点はこういうふうにしたらしいいといふような打合せをして、一つの結論を出し、そういうようなものを又我々のほうで更に検討して、国会のほうにもいろいろ御検討を頂くというような方向で、決してあせることなく、一つ十分討議を遂げた上で行くべきものはないか、そういうような見解を持ちまして、現在なお且つ諸般の研究をしておるというような段階でございま

○政府委員(鷹洲増巳君) 今問題になつておりますのは六大都市を中心にしておりますので、これに對して国警がいろいろなことを言うのはどうかというように我々考えておりました。が、併し警察制度の、警察運営の根本の問題であるということで、この間も衆議院の小委員会に呼ばれたのであります。が、その際、国警の意見を聞かれましたので、私どもといたしましてもこの問題はよほど考慮しなければならん問題だというふうに考えまして、警視庁の当局と同じように、現在の段階においては反対であるという氣持を表明して置いたのでござります。我々の反対はいろ／＼技術的にあるわけございませんが、私ども長い経験からいたしまして、火事場の捜査といふものは非常に残酷なものであります。現に家が焼けておる折に証拠収集のために、その女、子供が泣き叫んでおる折に主人を引張つたり或いは参考人を引張つたりするようなやり方をするのでございまして、これは非常に警察としてもいやなことであります。それを消防にも同じような逮捕権を与え、捜査権を与えるということになります。と、火事場でこの残酷なことを両方が競争でやるというようなことになつた場合に、迷惑するのは国民じやないかというような感じがするのでございまして、その競争はよろしいけれども、結果として民衆に迷惑をかける、又日本の大火灾はアメリカの大火灾と違いまして殆んど焼けてしまう、丸焼けになつて何も証拠がないという場合が非常に多いのでござります。その点はアメリ

力などは非常に証拠が残るようでござります。従いまして物的な発火原因等の調査は一応できましても、その原因を証明するものがなくして、むしろどういう人がどういう関係でここにあつたのか、或いは又火事の動機が何であつたかというような、人を目標にした捜査が日本では非常に必要なんあります。この点は從来から勧めておる警察官のほうが優秀ではないか、又同時に鑑識施設等も相当充実いたしておりますので、消防の無論捜査権で援助してもらうことは必要であります。が、警察がこの捜査を一元的にやつても支障はないじゃないか、かように考えております。

それからもう一つ伺つて置くのですが、自治体警察を廃止しまして国家地方警察にそれを引取つたという場合に、今まで自治体警察のほうでは警視としておつた人がいろいろの関係で警部になつたり、今まで警部であつた人を警部補にしたり、いろいろなことが起つたと思うのであります。又署長であつた人が必ずしも署長になれないのでですから、そういうような関係はどういうふうに実際に推移して行つたか、それが又うまく行つておりますか、その点を開きたいことが一つと、それからもう一つは先ほど安井君から御質問がありましたように、東京の二十三区以外の接続町村におきまして自治体警察を持つておつて、そうして自治体警察をやめた場合に、自治体警察であれば二十人も二十五人も、警察の応援を受けて充実しておつたけれども、これが国警になると又元通り三人か四人にされてしまいはしないかといふような虞れを持つて、当委員会が実地調査しましたときにもそういうことがないよう是非ともしてもらいたい、という話がありました。只今の御答弁でそれはまあ七割くらいにしたというのは御尤もだと思うのです。ただ田舎の町村へ行きますと、同じ隣り合せに國家地方警察と自治体警察のほうと並んでいる。片一方は三十人、片一方は二十人持つている。その自治体警察を廃したときに国家地方警察のほうの三十人では少いが、五人かせい／＼六人ぐらい足せばその町も合せて十分三十五、六人でやつて行けるという場合が多いだろうと思うのであります。そういうのは必ずしもたくさんおかれなくていいので、そこに余裕ができるべき

